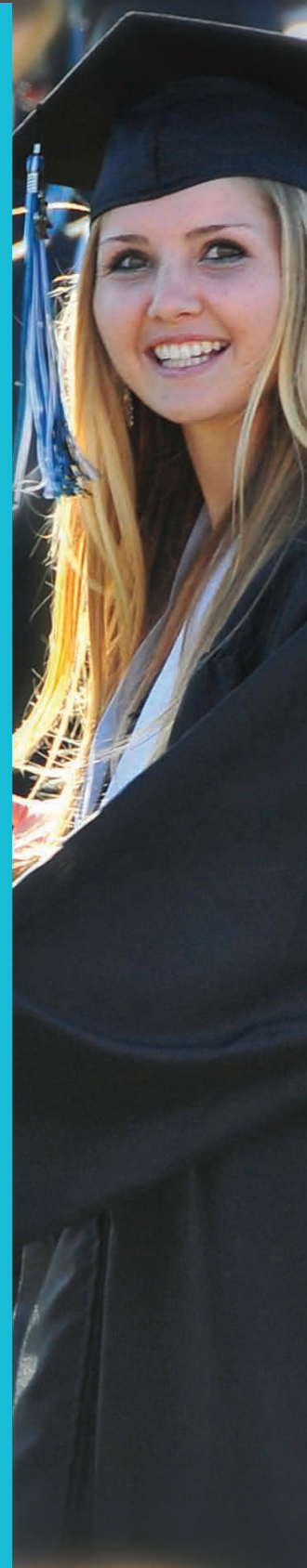


# 普通傷害保険

救援者費用補償特約(傷害・疾病補償用)付帯  
Chubb | Personal Accident

CHUBB®

2016年10月1日版



## 現場のニーズから 生まれた留学生受入学校 と外国人留学生のための 保険です。

日本に留学する外国人留学生を受け入れる学校では、留学生が滞在中の危機管理に配慮しなければなりません。滞在中の医療費は留学生が加入する国民健康保険

等を利用できますが、長期入院したり事故に巻き込まれた場合などには、母国からご家族が緊急来日することになり、思いがけない費用が発生します。

### 保険のしくみ

受入学校が保険契約者となり、外国人留学生を被保険者とし、留学生が日本において死亡や入院、または遭難した場合などに、親族や留学生本人、または受入学校が負担した費用などを右記の保険金としてお支払いします。

- 救援者費用等保険金
- 死亡保険金
- 後遺障害保険金
- 賠償責任保険金



外国人留学生  
(被保険者)



留学生受入学校  
(契約者)



### 【1名あたりの保険料例】

		Aプラン	Bプラン	Cプラン
救援者費用保険金(支払限度額)		100万円	200万円	300万円
死亡・後遺障害保険金(最高)		100万円	100万円	100万円
賠償責任保険金 (一事故あたりの支払限度額)		5,000万円	5,000万円	5,000万円
年間保険料		5,050円	5,210円	5,300円
団体割引適用	20名以上 (5%割引)	4,800円	4,960円	5,050円
	100名以上 (10%割引)	4,540円	4,690円	4,780円
	500名以上 (15%割引)	4,290円	4,430円	4,510円
	1,000名以上 (20%割引)	4,030円	4,160円	4,240円







アジアからの留学生にはAプラン、北米・オセアニアからの留学生にはBプラン、南米・ヨーロッパ・アフリカからの留学生にはCプランをおすすめします。

救援者費用保険金の対象となる入院は、継続して14日以上入院された場合です。補償内容は、お客様のニーズにあわせて組み合わせさせていただきます。

**受入学校、母国のご家族や留学生ご本人に救援者費用等保険金をお支払いします。**

日本において死亡や入院\*、または遭難した  
場合などに、親族や留学生本人、または受入学校が負担した下記のような費用をお支払いします。

\*継続して14日以上入院した場合

航空運賃等交通費 2名分を限度 	ホテル等客室料 2名分を限度 	移送費用 
搜索救助費用 	遺体処理費用 限度額 100万円 	渡航手続費や国際電話料 などの諸雑費 限度額 20万円 

**留学生ご本人のために日常生活の思いがけない事故に備えた保険です。**

- 急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合
  - 死亡保険金
  - 後遺障害保険金
- 法律上の賠償責任を負った場合
  - 賠償責任保険金 (示談交渉サービス付)

事故により後遺障害が残ったとき

不注意で階下を水浸しにしたことで賠償責任を問われたとき

示談交渉サービスとは、保険会社がお客様に代わって相手側と解決に向けて交渉するサービスです。

注) 損害賠償請求の額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合等、相手側との示談交渉を行うことができないことがあります。

## お支払いする保険金について

普通傷害保険（死亡保険金および後遺障害保険金のみ）の支払特約、救護者費用等補償特約（傷害・疾病補償用）、賠償責任危険補償特約、賠償事故解決特約

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い方法	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	被保険者がケガ <sup>(※)</sup> が原因で事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。 ※この保険におけるケガとは急激かつ偶然な外来の事故によるケガをいいます。	保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。 • すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	下記が原因であるケガや下記の症状の場合には保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③無資格運転中、酒気帯び運転中（酒酔い運転中を含む）、麻薬等服用時の運転中の事故 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術やその他の医療処置（ただし弊社が保険金を支払うべきケガを治療する場合はお支払いします） ⑦戦争、外国の武力行使、暴動等 ⑧地震・噴火、これらによる津波 ⑨核燃料物質等の有害な特性、またはその特性による事故 ⑩山岳登山（ビッケル等の登山用具を使用するもの）、スカイダイビング、ハングライダー等の危険度の高いスポーツをしている間の事故 ⑪自動車等の乗用具等による競技、競争、興行（練習を含みます）または試運転している間、もしくは競技場でのフリー走行等を行っている間の事故 ⑫頸部症候群（むちうち症）、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他覚所見のない症状 ⑬細菌性食中毒およびウイルス性食中毒による中毒症状 等
後遺障害保険金	ケガ <sup>(※)</sup> が原因で事故発生日からその日を含めて180日以内に被保険者に後遺障害が生じた場合。	後遺障害の程度（第1級～第14級）に応じて、保険金額を限度に次のとおり保険金をお支払いします。 • 保険金額×100%～4%	下記が原因で負担した費用の場合には保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③無資格運転中、酒気帯び運転中（酒酔い運転中を含む）、麻薬等服用時の運転中の事故 ④戦争、外国の武力行使、暴動等 ⑤地震・噴火、これらによる津波 ⑥核燃料物質等の有害な特性、またはその特性による事故 ⑦山岳登山（ビッケル等の登山用具を使用するもの）、スカイダイビング、ハングライダー等の危険度の高いスポーツをしている間の事故 ⑧自動車等の乗用具等による競技、競争、興行（練習を含みます）または試運転している間、もしくは競技場でのフリー走行等を行っている間の事故 ⑨頸部症候群（むちうち症）、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他覚所見のない症状 ⑩初年度契約の保険始期前に発病した疾病による死亡または入院 等
救護者費用等保険金（傷害・疾病補償用）	被保険者が日本国内において、保険期間中に次の①～⑥のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が費用を負担した場合。 ①被保険者がケガ <sup>(※)</sup> が原因で事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。 ②初年度契約の保険始期以降に発病した疾病または妊娠、出産、早産または流産を原因とする疾病で死亡された場合。 ③被保険者がケガ <sup>(※)</sup> が原因で事故発生の日からその日を含めて180日以内に14日以上継続入院された場合。 ④被保険者が初年度契約の保険始期以降に発病した疾病（妊娠、出産、早産または流産を原因とする疾病および歯科疾病は除く）が原因で医師の治療を開始し、14日以上継続入院された場合。 ⑤被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明または遭難した場合。 ⑥急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合、または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合。ただし、被保険者の生死が確認できた後、もしくは緊急な捜索・救助活動が終了した後に発生した費用は対象となりません。	負担した下記の(a)～(f)の費用の合計金額をお支払いします。 (a) 捜索救助費用。 (b) 現地との1往復の交通費。ただし、救護者2名分を限度とします。 (c) 現地および現地までの行程におけるホテル等の宿泊料。ただし、救護者2名分、かつ1名につき14日分を限度とします。 (d) 死亡した被保険者を現地から移送する遺体輸送費用または治療継続中の被保険者の移転費用。 (e) 遺体処理費用（100万円限度）。 (f) 渡航手続き費用（パスポート印紙代、ビザ取得料等）および現地での諸雑費（交通費、電話料等）。ただし、20万円を限度とします。 • 保険期間を通じて保険金額を限度とします。	下記が原因で負担した費用の場合には保険金をお支払いできません。 ①保険契約者または被保険者の故意に起因する賠償事故 ②戦争、武力行使、内乱、暴動等に起因する賠償事故 ③地震、噴火、これらによる津波に起因する賠償事故 ④核燃料物質等の放射性、爆発性等の有害な特性に起因する賠償事故 ⑤職務遂行に直接起因する賠償事故（仕事上の賠償事故） ⑥同居の親族に対する賠償事故 ⑦借りた物、預かった物に対する損害に起因する賠償事故 ⑧自動車、原動機付自転車、航空機、船舶、銃器（空気銃を除きます）等の所有、使用または管理に起因する賠償事故 等
賠償責任保険金（日本国内のみ） *賠償責任危険補償特約付帯の方には自動的に賠償事故解決特約が付帯されます。	<賠償責任危険補償特約> 日本国内において次の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合。 ①被保険者本人が住んでいる住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②日常生活に起因する偶然な事故 • この特約における被保険者とは、被保険者本人、被保険者本人の配偶者、被保険者本人または配偶者と生計を共にする同居の親族、被保険者本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子をいいます。 <賠償事故解決特約> 被保険者が日本国内において発生した賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、被保険者の負担する法律上の賠償責任の内容を確定するため、弊社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。 • 損害賠償請求の額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合等、相手方との示談交渉を行うことができないことがあります。	損害賠償金および費用（応急手当、護送費用、訴訟費用など）の合計額をお支払いします。 • 損害賠償金については、1回の事故につき、保険金額を限度とします。 • 賠償金額等の決定には、事前に弊社の承認が必要です。 • 弊社があらかじめ認められた応急手当、護送その他緊急措置に要した費用などは保険金額にかかわらずお支払いしますが、訴訟費用、弁護士報酬、または仲裁、和解もしくは調停費用については、一部お客様負担となる場合があります。 • 他の保険契約等がある場合でもお支払いすべき額をお支払いします。ただし、他の保険契約等により優先して支払われる場合または支払われた場合には、それらの合計額を差引いた額に対してのみお支払いします。 • 被保険者が破産・倒産した場合であっても、被害者が他の債権者などに優先して保険金から被害回復を受けられる先取特権があります。	下記に対しては保険金をお支払いできません。 ①賠償契約者または被保険者の故意に起因する賠償事故 ②戦争、武力行使、内乱、暴動等に起因する賠償事故 ③地震、噴火、これらによる津波に起因する賠償事故 ④核燃料物質等の放射性、爆発性等の有害な特性に起因する賠償事故 ⑤職務遂行に直接起因する賠償事故（仕事上の賠償事故） ⑥同居の親族に対する賠償事故 ⑦借りた物、預かった物に対する損害に起因する賠償事故 ⑧自動車、原動機付自転車、航空機、船舶、銃器（空気銃を除きます）等の所有、使用または管理に起因する賠償事故 等

## 個人情報の取扱いについて

弊社は、保険契約申込書等から得た個人情報（保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。）の取扱いについて以下のとおりとさせていただきます。なお、詳細については、弊社ホームページ（www.chubb.com/jp）をご覧ください。

- 主な利用目的について
  - 弊社または弊社のグループ会社を取り扱う損害保険の案内、募集および販売
  - 上記(1)に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
  - 損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
  - 適正な保険金・給付金の支払
  - 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
  - その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務
- 第三者への情報提供について

弊社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- 法令に基づく場合
- 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
- 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- 弊社のグループ会社、損害保険会社および国土交通省との間で共同利用を行う場合

## 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。
- 賠償責任危険補償特約をセットしてご契約の場合、賠償事故に係る示談交渉の際は必ず事前に弊社にその都度ご相談ください。

- このパンフレットは、「普通傷害保険（救護者費用等補償特約（傷害・疾病補償用）付帯）」の概要を説明したものです。（2016年8月作成）
- ご契約条件および補償内容等は普通保険約款、特約によります。詳細は、取扱代理店または弊社にお問合わせください。
- ご契約に際しては重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）を必ずお読みください。
- 補償内容が同様の保険契約等（特約を含む）が他にあり補償の重複が生じることがあります。補償内容の相違や保険金額、必要性の有無をご確認のうえ、ご契約ください。
- 保険契約のお申込時は、保険契約申込書の記載内容に誤りがないかご確認ください。
- 取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご契約いただいで有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。
- 保険料お支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください。なお、ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合には、弊社までご照会ください。

## 取扱代理店

## 引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社

2016年10月1日、「エース損害保険株式会社」から社名変更

〒141-8679 東京都品川区北品川 6-7-29

ガーデンシティ品川御殿山

03-6364-7000（代）

www.chubb.com/jp

Chubb. Insured.™